



※令和4年度または5年度に大阪府スキルアップ支援金を受給した方も対象となります

直近の雇用保険に加入する1年前までに、他の事業所等で働くなどで雇用保険に加入している場合は、その加入期間を通算します。

(例) 次の場合の雇用保険の加入期間は、3か月と6か月を通算して9か月となります。

